

第二次南風原町地域福祉推進計画  
第3回策定委員会 議事要旨

日時：平成30年10月19日（金） 午前10時～午後12時  
場所：南風原町役場 3階 庁議室

委員長に代わり、副委員長が議事進行

副委員長：委員から質問事項が出ているので読み上げをお願いしたい。

■事務局より資料⑧の読み上げと質問事項への回答

副委員長：これまでの説明について質問等ないか。

委員：質問事項というより伺いで提出しただけだが、丁寧で喜ばしい。

1.福祉教育について、生徒だけでなく教職員にも福祉教育の周知が必要だ。真和志高校のように学生も関わりを持って浸透したほうが良いと思う。また、現場代表もこのような会の委員に入ってもらい、意見交換も持ったほうが良いのではないか。

2.自治会加入者の促進について、南風原中学校区は定着率が低いように感じるので、南風原中学校区内の大きな字(与那覇、宮平、兼城)の強化に取り組んだほうが良いと思う。

3.民生委員・児童委員の対応について、福祉団体と民生委員との意見交換がなく、顔合わせもない。情報を共有、交換して、福祉団体、民生委員が活性化していけたらと思う。

委員：民生委員をやっていて、区長会と連絡は取っているが、他の団体とはあまりコミュニケーションは取れていない。

委員：民生委員と福祉8団体が話をできる状態でなければならないので、やはり民生委員の意識を高めていかないと難しいと思う。民生委員の在り方もそうだが、福祉団体との交流も進めたい。

副委員長：区長会長から何か付け加えることはあるか？

委員：行事などに住民が興味をもつように努力している。魅力ある地域づくりが自治会加入率の促進になるだろう。価値観が多様化する中で我々は暮らしているのだから、そういった中での自治会づくりが必要。

## 1. 議事

### (1) 第二次南風原町地域福祉推進計画について

#### ■事務局より資料説明（資料①を使って修正箇所の確認と基本目標2の説明）

副委員長：守秘義務のマニュアルは役場にあるのか？民生委員は65歳以上の情報はもらっているが、就学前児童についてはもらえない。

事務局：役場の個人情報審議会で諮って、審議員の認可を経て発信している。災害時の名簿については、三者で共有しようということで個人情報審議会でも通っているが、全ての情報発信はできない。現在のところ住所、氏名、高齢か、障がいがあるのかという情報程度になる。

副委員長：他県では情報開示についてマニュアルがあるということで、各課で情報を提供するマニュアルを持っていて、情報がもらえる窓口も一本化している。宮崎では22項目開示している。

事務局：情報を外に出す場合の情報規制は南風原町役場の中にもある。行政内部利用はできるが、リンクした内容の情報をもっている課がどう管理するかというところで個人情報のバリアがかかっている。

委員：区長が必要とする情報というのはだいたい限られている。敬老祝い金を届けるため、情報開示の手続きをしたら見せてもらうことはできるのだが、時間がかかる。一部の部落では手続きを経て閲覧に行って、新規入居者に対して自治会加入の書類を名前と住所入りで持っていったことがあったが、そういうことで個人情報の使用方法は気をつけないといけない。

委員：障がい者の場合も、毎回個人情報で開示方法などが課題になる。前まではもらえていたが、今はどこにどのような障がいを持った人がいるのかほとんど分からない。そういう情報をもらえると私達も助かる。例えば窓口で障害者手帳を渡す際に障害者団体に教えてもいいかなど、コメントがもらえると良いと思う。

委員：福祉団体の8団体の連携があれば、こういった情報も出てくるかと思う。

副委員長：8団体は社協の評議委員には入っているか？

事務局：全部ではないが、だいたい入っている。

事務局：福祉団体の集まりがなかなか持っていない。共通したテーマがないということで、開催を取りやめた。その代わりに現在福祉施設長連絡会を持っていて、

どのように取り組んでいくか話し合いを進めている。

今日の話聞いて、福祉団体の話し合いの場が必要だと思った。

委員：共通のテーマがないというのはおかしい、社協で見つけ出してほしい。

事務局：はい。

### ■事務局より資料説明 (3) 保健福祉サービスの向上

委員：保健福祉サービスの向上ということで、乳児期から学童期までしっかりとつながるようにしてほしい。法が変わるたびに保育所入所の申込みの様式など変更するので、分かりやすい窓口対応をお願いしたい。その後の第三者評価もしっかりやっていくと良いと思う。

委員：保幼小の連携に児童館や学童など子どもに関わるところも入ったほうが良いのではないか。

事務局：保幼小の連携の組織は、今、動き始めたばかりで、対象児童は保育園、幼稚園、小学校すべて含まれている。まずは保・幼・小のつながりからやってから、学童や児童館なども連携していきたい。

事務局：保育園から幼稚園、保育園から小学校、幼稚園から小学校という仕組みづくりがまずできないと、垣根を飛び越えた勉強会、研究会までいかないで、そういう構築ができて学童あるいは児童館、小学校教諭ともつながって保育所からも提供できるものは提供していこうと。

委員：提供というのは何か？

事務局：例えば学童が一番欲しいのは、発達支援の状況で、保育園までにおける発達支援の過程の中で気になる子の情報はほしいということだが、なかなか提供できない。

委員：子どもは場所によって見せる顔が違うと思う。学校で言えないことを学童や児童館等で話す子もいる。子どもの連携を図りたいということであれば、そういう分野の人も入れて話をしないとその子の本質は把握できないと思う。

事務局：もし、学童のものもやるのであれば「保・幼・小が連携し」という文言を「保・幼・小等」にしてはどうか。

委員：幅が広がるので良いと思う。

事務局：今までそれぞれが分断されていたので、そういう連携も少しずつできて、やっと同じテーブルにつくことができた。文章にはできないが、口頭で伝えあうことは可能なので、学童クラブは個別に保育園の頃の状況を保育園から聞き取る関係性はできている。しかし保育園から幼稚園に1年間通った子の場合は、幼稚園の1年間の状況が分からないので難しいところだ。ただ、改定で支援には保育園、幼稚園、小学校、学童が入ったので、保育所側は学童とも連携ができる。

(5分休憩)

\*\*\*\*\*

(議事再開)

■事務局より資料説明 (4) 生活困窮整体支援・孤立対策等の推進

委員：児童館の職員の資質レベルアップも図りながら、既存の施設を利用した取り組みを今後もっと強化していきたい。民生委員など色んな人達とつながって子どもや保護者に対しての支援につなげていきたい。

委員：先日、兼城児童館から民生委員や地域にパンフレットが配られたが、これに対して反応はどうだったか教えてほしい。

委員：今のところ問い合わせはない。別のアプローチを考えようと思う。

委員：時間帯の面で昼間なので、民生委員に呼びかけてもらったが、なかなか足を運べない。

委員：産前産後の切れ目のない支援ということだが、保育士や助産婦は需要に対して足りているのか？

事務局：南風原町の出生は平成28年度で604人と高い。10代での妊娠やシングルマザーということもあるので、母子手帳を発行する時に保健師が面談をして妊娠中や産後の不安を聞き出している。10代の妊娠は毎年10件前後である。またハイリスクの家庭についてはCSWやこども課と連携している。

事務局：毎年10～13件ほどの若年出産はあるが、そのうち3～4名ほどは支援の必要な方が出てくるので、保健師や社会福祉士でしっかりケアをして精神的にも良い状態で子どもを育ててもらい、健診時にもお母さんの様子もちゃんと見ていく。そういった継続した支援の中で新たに助産師も入れて専門的な視野でケアをしていく。

委員：社協からの支援も必要かと思う。金銭面や民生委員も関わってくるので、包括的に助けていくことで複合的に絡んでいくはずなので。

委員：「養育支援事業」の保育士や助産師というのは外部に委託というかたちか？

事務局：委託も含め検討する。

委員：支援の必要な家庭、困窮世帯で、学童を利用したいが料金が高く預けることができない場合のつなぎは児童館となってくるので、連携のことも子どもの貧困のところで謳われると良いと思う。

事務局：子ども元気支援員と保育園と連携して事業の中で展開していきたい。

委員：シングルや若年などの情報はあがるが、抱えている問題までは保育所はもらえないので、違うアプローチで一生懸命支援をしていたこともあった。入所時から情報の共有ができると支援も一緒にできると思う。

委員：若年出産は、その子どもにも連鎖の傾向があると思う。

事務局：そういった傾向が見受けられたので、断ち切るためにも今回の施策になった。

#### ■事務局より資料説明 (5) 権利擁護の充実

委員：日常生活自立支援事業を今いる体制で強化していくということか？

事務局：ニーズも上がっていくので、今の体制では厳しい。マンパワーも含め強化していきたい。

委員：啓発、周知をするとどんどん声(ニーズ)を上げ始めてくる。動けばそれだけの数が出るので体制を考えなければいけない。行政や社協がきちんとやってくれるのか見せてもらわないと、住民の私達は対象となる人の話を聞くことはできるが、動きたくても動けない。困っている人の問題や言葉を拾い上げて、それに対して応えてあげることが大事だと思う。投げかけて応えが返ってこなかったら、結局解決はできないのだと住民が引いてしまう。

委員：住民会議で権利擁護の話があったが、どういうことが話されたのか説明してほしい。

事務局：第4回の住民会議で北中城村の権利擁護の取り組みの話をしたが、それを1～2年でやるのは厳しい。北中城村の取り組みを目標に、この計画で書いていることを段階的に進めていく。また、現場に出て困っている方に対して支

援体制がなければ放置となってしまうので、そこが辛いというのも分かる。そういったことも認識しているので、段階的に進めていきたい。

委員：修正の部分の「日常的な金銭管理・重要書類等の預かり・保管などの支援」というのは社協がやっても法的に問題はないのか？

事務局：問題ない。後見人もあるが、まだ後見人まではいかないが地域で生活をしていて、金銭の管理等が難しいという方は、本人との契約というかたちで、社協が生活費の受け渡しなどの支援をしている。

委員：認知症の程度がひどくなるとそういう契約もできなくなるのでは？

事務局：そういった場合、北中城村だと法人後見というかたちで契約をして、認知レベルが進めば次は後見人に移行するという流れになっている。

事務局：南風原町は該当者も増えてきている状況なので、市民後見人という制度もあるが、人材育成をするために数年かかる。その上に法人後見人制度もあるので、現在段階を見ているところだ。

委員：成年後見制度だが、知的障がい者の親たちが心配していて、こういう制度があったら良いと言っている。知的障がい者の場合は孤立になりがちなので、後見人がいたら良いと思う。

委員：子育て世帯だけでなく、知的障がい者の孤立も強い気がする。共生社会を目指すのであればそこも真剣に取り組む必要がある。地域住民に意識を持ってやってもらうのが理想で、自分の家族のここのように思えるように、地域の方の声を聞く機会もどんどんつくりたいし、専門家を呼んで講習もしたいが、やはり資金が必要になるので、人材育成と地域の共生社会を目指すのであれば金銭的な支援もしていただけるとありがたい。

委員：障がいを持った方などに支援をしたことがある人なら分かるが、支援をしたこともない人に地域で一緒に寄り添いましょうと言っても難しい。なので、知ることと、勉強の機会をたくさんつくってほしい。そうすることによって、自分のできることも見えてくると思う。

委員：社協にはかなり手助けをしてもらっている部分もあるのでとても助かっている。より深く地域の方に取り組んでもらえる状況をつくってもらえたらと思う。

副委員長：基本目標3 安心・安全な人にやさしいまちづくりに進む。この前の台風対策は十分であったか？

事務局：はい。南風原町で初めて避難支持を出して、ちむぐくる館に避難してもらった。斜面が崩れているので、県も予算を組んで前倒しで今年度修繕に入る。

副委員長：町としての防災計画はどうなっているか？

事務局：防災計画は今後推進していかなければならない。今回の避難指示も経験になって、おそらく社協も役場もそういうことがなければどうやって動けばいいのか分からなかった。

委員：ちむぐくる館は、自家発電機はあるか？

事務局：ある。数時間ほどもつ。

委員：公民館も一時避難所になっているが、停電になったら水も出ないのでトイレも使えない。一時避難所ということにはなっているが、その役割ができるのか区長会から話が出ていた。

委員：同じことが保育所にも言える。福祉避難所としての協定を結ぶが、今回の台風で停電した保育所も出た。保護者、職員が停電したので電源を借りてもいいですかと保育所に来た時に、停電していなければ対応できるが、停電すると保育の再開も厳しい。

委員：字の放送施設もスピーカーが取れたり線が切れたりした。放送施設はすぐに直さないといけませんが、町からの予算が下りるのが遅い。そのへんも考えてもらえたら助かる。有線ではなく無線にしていく必要もあると思う。

委員：体の不自由な方の買い物等について、社協が何か取り組みをやっていなかったか？

事務局：移動支援にはないが、コープさんが地域公民館などで移動販売店を行っている。

委員：買い物をしたい時に社協からでも車を出してほしいという話はあった。

事務局：病院受診はある。

■事務局より資料説明 南風原町地域福祉のイメージ図（案）

（２）その他（次回の日程について）

（日程について確認し、会議終了）